

令和 8年 10月 8日 付 け 公 告 の 内 容

この度、島根県雲南市、仁多郡奥出雲町の一部を受益地域とする大仁第1期地区農道事業（県営農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業））を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により令和8年10月23日までに雲南市農業委員会及び奥出雲町農業委員会に申し出られたい。

記

1 土地改良事業計画概要書